

特集



新しい自分へ

社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス（続編） ～当事者と支援者が語る人生のリスタート～

第1節	はじめに	2
第2節	社会復帰を果たした当事者及び社会復帰を支えた支援者の語り	3
第3節	具体的事例に基づく離脱の要因に関する分析の試み	13
第4節	おわりに	15

第1節 はじめに

政府は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画は、7つの重点課題と96の具体的施策により構成されており、昨年度刊行した「令和5年版再犯防止推進白書」（以下「令和5年版白書」という。）の特集では、第二次計画から新たに盛り込まれた以下の施策に注目し、かつて犯罪や非行をして処分を受けたものの、社会の構成員として安定した生活を送り、社会復帰を果たした状態にあることを「離脱」と捉え、4名の当事者の離脱までの過程に関する語りを掲載し、そこから見えてくる犯罪や非行から離脱することができた要因の分析を試みた。

再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号 93】

法務省は、就労支援を受けた者のその後の就労継続の状況や薬物依存のある者を地域における治療・支援につなげることによる効果を把握する方法を検討するなど、再犯の防止等に関する施策についての効果検証の一層の充実を図る。また、効果検証の結果や、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因を踏まえ、施策の見直しを含め、再犯の防止等に関する施策の一層の推進を図る。

令和5年版白書では、上記分析の結果、犯罪や非行からの離脱の要因として、

1. 立ち直りへの動機
2. 衣食住の確保と仕事・学業の安定
3. 良好な人間関係の構築
4. 自己肯定感及び自己有用感の形成

が共通項として浮かび上がってきたと結論付けた。しかし、令和5年版白書で取り上げたのは、少年時に非行があったものの、人生の早期に立ち直った当事者、刑務所に入所した後、再入所せずに立ち直った当事者であって、生活困窮、疾病、孤独・孤立等の様々な生きづらさを抱え、犯罪を繰り返した末に社会復帰を果たした当事者の語りを掲載できなかったという課題も残った。

こうした当事者の語りを取り上げることは、刑事司法手続の段階における指導や支援のみならず、その手続が終わった後の地域における支援の在り方を含め、再犯防止施策の一層の推進を図る上で、意義があると考えられる。また、第二次計画に盛り込まれている施策の多くは、行政等によるサービス提供の仕組みであり、そのサービスの質を向上させたり、真に必要なサービスを提供したりするためには、社会復帰を果たした当事者の語りだけでなく、それらの当事者の社会復帰に向けた支援を実施してきた支援者の語りも重要である。

そこで、本特集では、令和5年版白書の「離脱」の定義を踏襲しつつ、犯罪を繰り返したものの、地域において社会復帰に向けた支援につながり、自立した社会の構成員として安定した生活を送っている3名の当事者、及びそれぞれの当事者に関わる支援者から、犯罪を繰り返した要因や離脱までの過程等に関する語りを聴取し、令和5年版白書の分析も踏まえながら、離脱の要因を改めて分析することとした。

第2節 社会復帰を果たした当事者及び社会復帰を支えた支援者の語り

事例1

30代男性

1 私にとっての犯罪とは

初めて非行に走ったのは中学3年生の時でした。中学2年生までいじめを受けていて友達もいませんでしたが、中学3年生の時に友達ができて、その友達と次第に夜遊びをするようになっていきました。当時の私は、退屈な日々に対して、ただ楽しい刺激を求めていました。そのような刺激を感じられるものとして、その頃からシンナーを使い始めました。高校に進学したものの、学校が楽しいと思えず、1週間で中退してしまいました。周りの友達はシンナーを卒業して、覚醒剤を使い始めている中、私は20歳までシンナーを使い続けました。その当時は、何もない日々が退屈で、シンナーを使うことが楽しみでした。当時の私にはシンナーをやめる理由がありませんでした。また、シンナーがないと不安になり、嫌なことを忘れることができない状態でした。今振り返ると、当時の私にとってシンナーは、いわば「お守り」のようなものだったと思います。

その後、好きな女性ができたことをきっかけにシンナーをやめました。しかし、その女性と結婚し子供が生まれてしばらく経った頃、地元の先輩から「覚醒剤がいいよ。」と勧められ、「そんなにいいものなのか。」と興味を持つとともに、「一回ぐらいなら大丈夫だろう。」と思い、覚醒剤を使い始めました。初めて覚醒剤を使ったときは、38度の熱があったのですが、体が軽くなり元気がみなぎる感じがしました。初めて覚醒剤を使って1週間もしないうちに、再び覚醒剤を使い、その後はあっという間に回数を重ねていきました。

覚醒剤が私に与えた影響は大きいものでした。いら立って家で暴れるなど、感情のコントロールが難しくなっていました。その結果、22歳のときに離婚しました。前妻や子供と離れて一人での生活が始まりました。離婚後は、一人でいることの悲しさやむなしさから、余計に覚醒剤を使う回数が増えていきました。

気付いたときには、自分の意志で覚醒剤をやめられなくなっていました。覚醒剤をやめられないことを母親に相談し、病院に連れて行ってもらったこともありました。しかし、病院に行った当日に覚醒剤を買い求め、それを使っていました。どうにもならない状況になっていました。前妻との間の子供や自分の両親に申し訳ない気持ちがあり、「覚醒剤をやめたい。やめないといけない。」と思いながらも、それができない現実から目を背けるために、覚醒剤の使用を重ねていきました。母親が危篤のときですら覚醒剤を使って看病をしていました。25歳のときに母親が亡くなりました。葬儀の当日に地元の先輩に「覚醒剤を売ってほしい。」と頼んでいる私がいきました。先輩からは「さすがに今日はやめておけ。」と言われました。そんな自分の姿を見て、「もう自分は覚醒剤をやめられないだろう。」と思うようになりました。

2 処分を受けて

29歳のときに初めて覚醒剤取締法違反で逮捕されました。逮捕されたときは、まさに絶望でした。ほぼ毎日覚醒剤を使うという生活を送っていたので、急に覚醒剤を使うことができなくなったことへの不安や焦りのために、留置所で泣いたことを覚えています。また、じっとしていると落ち着かず、留置所でずっと歩き回っている自分を惨めに感じていました。

裁判では懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受けました。私は、裁判所を出たその足で覚醒剤を買いに行きました。裁判では、「覚醒剤を二度と使わない。」と宣言しました。それは紛れもない当時の本音でした。しかし、裁判所を出た瞬間、その考えは一切なくなっていました。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

3 犯罪を繰り返した要因について

執行猶予中も、当時交際していた女性と一緒に覚醒剤を使う日々を送っていました。自分自身だけではなく、交際相手も覚醒剤を使っていたので、覚醒剤をやめる理由を見いだせなくなっていました。執行猶予の判決から半年も経たないうちに、交際相手と共に覚醒剤取締法違反で再び逮捕されました。このときは起訴猶予の処分となり、社会に戻ったタイミングで、まだ身柄拘束中であった交際相手と結婚しました。このときに結婚したのが、現在の妻です。結婚後は、半年ほど覚醒剤をやめていた期間がありましたが、地元の先輩とのつながりで再び覚醒剤を使うようになりました。そして、覚醒剤取締法違反で3回目の逮捕となり、私も妻も実刑判決を受け、刑務所に収容されました。当時犯罪から離脱できなかった要因は、自分自身の意志の弱さと、薬物をやめなくてかまわないと思ってしまうような環境で生活していたことだと考えています。

4 離脱の過程における転換点

刑務所では、比較的真面目な受刑生活を送っていたものの、頭の中では、「出所したら、どうやって楽をするか。」と考えていました。刑務所を出所するとき、親元に帰ることができなかったため、自立準備ホーム（【施策番号 21】参照）を帰住先（【施策番号 17】参照）とし、自立準備ホームの職員の方の紹介で、現在の勤務先である野口石油に就職しました。

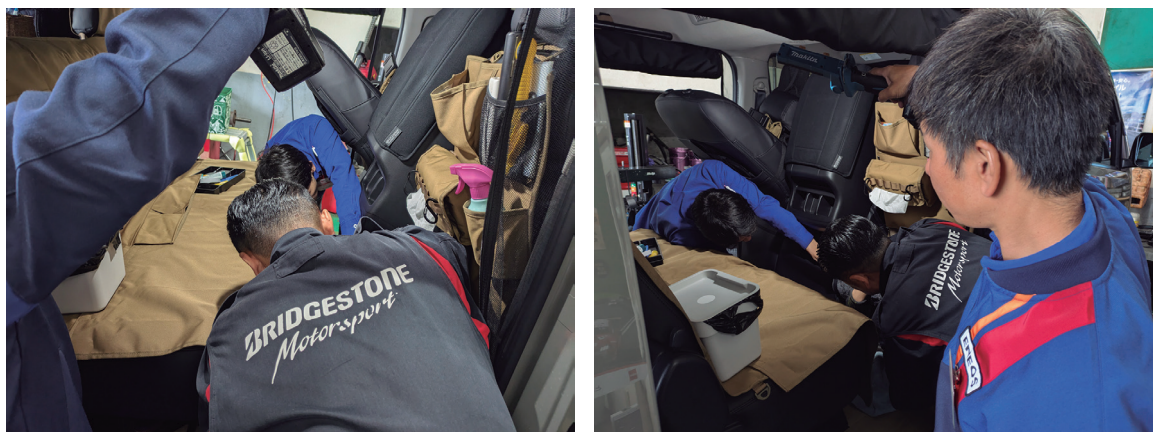
採用面接のとき、野口石油の社長に「つらかったね。」と声を掛けてもらい、ハグをされて泣きそうになりました。こんなに自分のことを気に掛けてくれる人がいるのだと思いました。就職した当初は、来店した客に理不尽なクレームを言われたり、覚醒剤の売人からの電話があつたりするなど、心が折れかけた出来事もありました。また、同じ頃、難病で苦しんでいた父親に対し、何もしてあげられない自分を恨めしく思っていました。これらの困難に直面しながらも、野口石油の店長に助言をもらったことで、理不尽なクレームに対応できるようになるとともに、覚醒剤の売人に対して「これ以上関わりたくないです。」と伝えて関係を絶つことができ、少しずつ働き続けられる環境が整っていききました。

このように、野口石油の人たちが、覚醒剤を使わずとも生活していける環境を整えてくれたことが、私にとっての転換点であったと思っています。自分一人では、立ち直りに向かうことは絶対に無理だと考えています。

5 離脱を果たして考えること

私も妻も、立ち直ったとは思っていません。目の前に覚醒剤があれば、間違いなく使いたくなるでしょう。かつて一緒に覚醒剤を使っていた妻は、フラッシュバックの症状が起こることはないと言っていますが、私は、いわゆる「虫が湧いてくる」感覚が今もあります。その意味では、一生涯立ち直ることはないのだと思います。例えるならば、常に塀の上を歩いているようなもので、本当に日々自分との戦いだと考えています。

私に目を掛けてくれている野口石油の社長や店長、一緒に立ち直りに向けて苦労している妻、これらの自分に関わる大切な人々を裏切りたくない。そんな思いで、少しずつ更生の道を歩んでいます。



野口石油における就業風景

立ち直りを支援する人の視点から

有限会社野口石油 取締役会長 野口 義弘
統括所長 野口 純

当社は1995年（平成7年）に創業し、同年9月には協力雇用主（【施策番号9】参照）に登録して、これまで百数十人の刑務所出所者や非行少年を雇用してきました。今から5年前、事例1の彼が出所後に採用面接に来た際、丸坊主でひげを生やし、目をぎゅっとさせて険しい顔をしていたことを覚えています。当社は客商売になるので、ひげをそるよう伝えました。初対面の際には、内心では、彼は仕事が続きしないだろうと感じました。

しかし、いざ雇用してみると、地味で大変な作業であっても不平や不満を言うことなく、地道に仕事を続けてくれました。働き始めた頃は、接客に苦労することがあり、「『類は友を呼ぶ』のだから、自分が変わっていくしかない。」と助言したこともありました。そのような環境の中、決して楽ではない仕事を投げ出さず、真面目に働き続けることを通じ、家族の支えを自覚するとともに、他人の痛みが分かるようになったのだと思っています。

彼は今では、新入社員の良き相談相手となっています。また、新たな事業に積極的に取り組み、当社の利益にも大きく貢献してくれていることもあり、これまで雇い入れた刑務所出所者等の中で初めて「主任」という役職に就かせました。彼は今では、当社になくてはならない存在となっています。彼自身の地道な努力と日々の積み重ね、そして周囲の継続的な支えが、今の彼を作ったと考えています。今後は、更に上の役職に就いて、もっと当社に貢献してくれることを望んでいます。

罪を犯した人は、ある日急にそうした行動を取るようになった訳ではありません。大体は時間をかけて犯罪や非行が深刻化していくのです。そのため、すぐに立ち直ることもないと思っています。犯罪や非行が深刻化した分だけ、社会復帰のための時間も長くなります。当社は雇用した人が再び罪を犯すことがあっても解雇はしませんし、当社に居づらくなった場合は、別の会社に就職する手助けをします。立ち直りを支援するに当たっては、「愛は与えっぱなし」であると思っています。

事例2

80代女性

1 私にとっての犯罪とは

私は、年を取るまで犯罪をせずに夫と二人三脚の生活を送ってきました。60代前半で長年連れ添った夫が亡くなってから、心に大きな穴が空いたような気持ちになりました。寂しい気持ちを誰にも打ち明けることができず、寂しさから万引き（窃盗）をしていました。お金には困っていませんでしたが、万引きをしているときは寂しさを忘れることができ、すっきりした気分になったことを覚えています。万引きで盗んだ物は、ほとんどがスーパーの食料品でした。罪悪感があって盗んだ食料品を食べることができず、冷蔵庫に保管して後日捨てたり、家に来た知人に振る舞ったりしていました。今から考えれば、盗んだ物は本当に自分が欲しかったものではなく、お金を使わずに食料品等が手に入ることに価値を見いだしていました。万引きが見付からないで家に帰ることができたときの安心感が癖になり、やめられなくなる一方で、いつかは捕まるのではないかと考えて過ごしていました。

2 処分を受けて

最初に捕まったのは、初めて万引きをしてから1年くらい経ってからでした。スーパーのいわゆる「万引きGメン」から、レジを通していない商品があると声を掛けられ、スーパーの事務所に連れて行かれました。そして、駐在所まで行って警察官から注意を受け、万引きしたことを謝りました。万引きを身内に知られたくなかったので、このときは友達に迎えに来てもらい家に帰りました。その後、しばらくは万引きをやめていたのですが、見付かっても謝ったら大丈夫だろうと考え、再び繰り返すようになりました。その後、スーパーでの万引きが見付き、逮捕されて裁判を受けることになりました。

3 犯罪を繰り返した要因について

最初の裁判では罰金20万円、その次の裁判では罰金50万円の刑罰を受けました。当時の私は、万引きが犯罪だと分かっていたのですが、罰金さえ払えば許されると考えていました。万引きを繰り返していると刑務所に行くことになるとは考えもしませんでした。20万円のときも50万円のときも、罰金を支払った後、しばらくは万引きをやめていたのですが、「どうせ盗んでもばれないだろう、ばれてもまた罰金を払えば済むだろう。」と考え、また万引きをするようになりました。

自分では万引きをやめられなくなっていました。そして、再び逮捕され、裁判で実刑判決を受けて刑務所に行くこととなりました。仮釈放となり、更生保護施設（【施策番号19】参照）である栃木明德会に入所しましたが、その後も万引きを繰り返し、二度目の刑務所に行きました。

4 離脱の過程における転換点

二度目の刑務所を出所した70歳の頃、再び万引きで逮捕されて裁判を受けることになりました。保釈された際、弁護士さんから窃盗の依存症を治療する病院を紹介され、入院することとなりました。入院中は、朝夕2回のミーティングで自分と同じように万引きを繰り返している人の話を聞いたり、自分の万引きの経験について発表したりしました。また、主治医との面接を重ねました。こうした中で、私は万引きをやめるためには治療が必要であることを理解するとともに、万引きの根本の原因が寂しさにあることに気付きました。退院するときには、「もう二度と万引きをしない。」という決意を固めていました。その後の裁判では実刑判決となり、三度目の刑務所に行くこととなりました。

三度目の刑務所出所時も、二度目までと同じ栃木明德会に入所しました。再犯を繰り返した自分を受け入れてくれないと思っていたのですが、温かく迎えてくれ、社会復帰のために支援してくれました。

5 離脱を果たして考えること

「もう二度と万引きをしない。」という決意のとおり、三度目の刑務所出所後は、万引きをしていません。保釈中の入院治療のときから自分を心配して定期的に連絡をくれる姉や姪、退所後も様々な相談に乗ってくれる栃木明德会の職員の方々、万引きで刑務所に行った過去を受け入れてくれる友人がいるおかげです。これらの自分を支えてくれる人たちを、私は裏切ることができないと決意したのです。

以前は、夫が亡くなった寂しさを埋められずに万引きを繰り返していましたが、現在は先に述べた友人との旅行を楽しんでいます。また、高齢であることから、栃木明德会の職員の方々に最後の看取りについて相談に乗ってもらい、一人暮らしで一番気になっていた葬儀等の将来の準備をすることができて安心しています。こうした人たちが心のよりどころとなって、今は落ち着いた生活を送っています。

立ち直りを支援する人の視点から

更生保護施設 栃木明德会

私たちの施設は、初回の刑事施設入所時から3回目の入所時まで、三度にわたり出所後の帰住先として、**事例2**の女性を受け入れ、社会復帰のための支援を行ってきました。

彼女が初めて入所したときは、コミュニケーションが取りづらく、信頼関係を築くことが難しかったことを覚えています。その当時の彼女は、自分で変わろうと思うことができていなかった様子で、余り自己開示をすることがなく、二度目に施設に入所したときも同様でした。三度目に施設に入所したときから心を開き始め、徐々に変わってきたように思います。

彼女がご主人に先立たれてから、寂しさを埋める手段として万引きを始めました。再犯防止と円滑な社会復帰のためには、「居場所」と「出番」を作ることが重要だと言われますが、既に高齢である彼女にとっては、社会における「出番」よりも「居場所」が特に大事だと考えました。もちろん、物理的な「居場所」は大切ですが、加えて、精神的な「居場所」を作ってあげることがとても重要です。私たちは、彼女が自分の置かれた状況や生活上の悩み、刑務所に服役した経歴等を誰にでも分かってもらいたい訳ではないことを念頭に置きつつ、粘り強くコミュニケーションを重ねてきました。

彼女が最後に施設を退所してしばらくの間は、保護観察所からの委託による訪問支援事業（【施策番号 87】参照）として彼女の自宅を定期的に訪問していましたが、退所から2年2か月がたった現在でも、施設独自のフォローアップとして自宅訪問を続けるなど、支援を継続しています。先日は、本人からの終活の相談をきっかけに、看取りに向けた準備として葬儀会社やお寺への相談に付き添うこともしました。

私たちは、**事例2**の女性を含め、施設で受け入れた人の支援を行う際に、表面的な対応に終わらず、可能な限り本音で話してもらい、「あなたは一人じゃない」という気持ちを実感してもらうことを大切にしています。更生保護施設で勤務していると、彼女たちとは、「支援する側」と「支援される側」の関係性となってしまうがちですが、そのような関係性では、必ずお互いの間に壁ができます。たとえおせっかいと思われたとしても、彼女たちに積極的に向き合い、寄り添い続け、同じ人間として壁のない関係を維持することが大切だと感じています。壁を取り払うことにより施設入所中はもとより、施設退所後も私たちが彼女たちにとっての心の「居場所」となり、地域で安心した生活が送れるようになると思っています。

立ち直りを支援する人の視点から

栃木明德会 施設長 永山 正明

当施設は、成人・少年の女性を受け入れる女性専門の更生保護施設であり、近年は高齢者の入所が増えています。就労が可能な心身の状態であれば、施設入所中の就職支援や生活指導等を通じて、施設退所後の円滑な自立も期待できますが、高齢者の場合は自立が困難であるだけに、施設退所後の自宅訪問や電話連絡による見守り支援や金銭管理指導等の継続的な支援の必要性が高まってきます。その中で、支援を地域に移行させていくことができればと考えていますが、それは同時に、本人の犯罪歴等を地域の支援者が知るということにもつながり、そこには「本人の了承を得る」という大きな壁があると感じています。

地域で孤独や孤立を解消してくれる支援者を増やすことは理想ですが、必ずしも受け手がそれを望んでいるとは限りません。だからこそ、私たちは更生保護施設にいる間から、対象者に可能な限り本音で話してもらうよう努め、支援ニーズの聞き取りを重ねることで、一人一人に応じた支援の在り方を模索しています。特に、高齢の対象者に対しては、施設入所時から、次の生活の場をどこにするのか、そして場合によっては、その後の終活までを含めた支援を意識しています。

また、当施設では、「とちぎRE:START^{リ・スタート}支援プロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトは、刑務所出所者等が栃木市で安定した生活を送れるよう、当施設を始め、刑務所、市役所、社会福祉協議会、保護観察所、保護司会や更生保護女性会（【施策番号 70】参照）等の地域の多機関・多団体が連携し、相談場所や相談者の確保等の継続的な支援体制を構築することを目的に発足したものです。特に栃木市は県内でいち早く再犯防止推進計画を策定した自治体であり、栃木市からは、当施設の入所者が退所後に地域で安定した生活が続けられるよう、御理解と御支援をいただいています。事例2の女性とは別の高齢女性の事例となりますが、施設退所後の居住地である栃木市でどのような支援を継続するかが課題となりました。プロジェクトに参加している市役所と連携して、住居の確保や生活保護に係る調整を行っていたところ、当施設職員の機転により本人に年金の受給資格があることが明らかになりました。その後、当施設職員と本人が何度も年金事務所に足を運び、受け取った年金で当面一人暮らしができるようになりました。彼女に対しては、既に訪問支援事業の委託期間を終了していますが、引き続き当施設におけるフォローアップとして訪問による支援等を継続しており、今後は、本人の意思を確認しながら民生委員による訪問や地域包括支援センター[※]の職員による見守り、更生保護女性会との交流といった地域ぐるみの支援を行うことも検討しているところです。

とちぎRE:START支援プロジェクトは、現在3年目となりました。今後も、行政や関係機関の御理解の下、地域等との良好な関係を維持しつつ、プロジェクトの輪を一層広げることにより、地域における息の長い支援を実現していきたいと考えています。



農作業中の様子



作業療法士によるコミュニケーションワークの様子

※ 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

事例3

70代男性

1 私にとっての犯罪とは

私は、現在70代後半になります。今振り返ると、人生の約半分は、窃盗を繰り返して社会と刑務所を行き来し、この後お話しするとおり、NPO法人抱樸につながるまでは、警察から逃げ隠れする生活を送ってきました。牧師だった父親は私が幼い頃に亡くなり、母親が私と姉を育ててくれました。子供の頃は、いわゆる「やんちゃ」をしていた訳ではありませんでしたが、周りの遊び仲間に流されて非行をするようになり、10代後半に窃盗（空き巣）で少年鑑別所に3回入所しました。

その後、親元を離れて寿司屋の出前の仕事に就きました。21歳の頃、出前を届けに行った先の人々が玄関に財布をばんと置いたままにしたのを見て、「これなら盗める。」と思い、手を出してしまいました。このときの「盗んでもばれないだろう。」という考えが、その後、60代後半まで50年近く窃盗を繰り返すことにつながったと思っています。

2 処分を受けて

出前の仕事で窃盗をしたことはすぐに発覚し、逮捕・起訴されました。懲役9月の実刑判決となり、初めて刑務所に入所しました。

刑務所では、職員から自分のためになる指導をいただくこともありましたが、周りの受刑者から出所後の遊び先を教えてもらうなど、悪い方向に向かうこともありましたが、刑務所を出所して数か月後には、空き巣をして再び刑務所に入所しました。その後、23歳で3回目、26歳で4回目、30歳で5回目の刑務所入所となるなど、受刑を繰り返しても空き巣をやめることはなく、70代半ばで12回目の刑務所を出所するまで、人生の約半分を刑務所で過ごしてきました。

3 犯罪を繰り返した要因について

私が繰り返してきた犯罪のほとんどは、空き巣による窃盗でした。何度も繰り返した理由は、「盗んでもばれないだろう。」という考えに加え、仲間と遊び歩きたい気持ちが強かったことだと思います。20代の頃はダンスが流行っていて、「おしゃれな格好をしてダンスホールに行きたい。」「遊ぶ金がほしい。」という身勝手な理由でしたが、その当時は、遊ぶ金が足りなければ、空き巣をすればいいと思っていました。自分が遊ぶ金を得るために単独で空き巣をすることもあれば、仲間から「金がなくて困っている。」と言われて集団で空き巣をすることもありました。一人で遊んでも楽しくないので、単独で空き巣をして得た金を仲間に配ることもありました。実は刑務所に入所するたびに「これで悪い仲間と離れられる。」とほっとしていました。「今度こそはやめよう。」と思うのですが、いざ出所となると、迎えてくれる人もなく、行き場がなくて不安でいっぱいでした。悪い仲間から「来いよ。」と誘われると、深く考えずに行ってしまう自分が悪いのです。盗みをやめようという気持ちは薄れ、金欲しさから空き巣を繰り返していました。

若い頃には、夜の酒場で演歌の「流し」で稼いでいたこともありましたが、刑務所での生活が長くなるにつれて、履歴書が書けなくなりました。入所していた期間が空欄になっていく。そんな履歴書で仕事探しはできません。考えることも面倒になっていき、仕事に就くことが難しくなりました。また、刑務作業で得た作業報奨金は、出所後に細々と生活用品を買ったり、交通費に使ったりしてしまい、すぐなくなっていました。自力で家を借りることもできませんでした。生活に困って公的な機関に助けを求めようと思っても、当時の刑務所や更生保護施設では、「困ったら役所に行くように。」と教えられるものの、役所のどの窓口に行けばいいのか、窓口で何をどう申請するかといった具体的な手続は教えてくれませんでした。結局、自分から助けを求めることはせず、空き巣という楽な方法で問題を解決することが当たり前になっていきました。「捕まったら捕まったでいいや。」と安易に思う一方で、「いつ逮捕されるか分からない。」という不安をずっと抱えて安心して眠ることができませんで

した。そうした嫌な現実から目を背け、空き巣で得た金で仲間と飲み歩くことが、私にとっての楽しみでした。

4 離脱の過程における転換点

私の長年にわたる刑務所生活の転機は、地域生活定着支援センター（【施策番号 28】参照）の職員の方が、12 回目の受刑中に面接に来てくれたことでした。最初の面接では、出所者等を受け入れている施設で自由のない生活を送るくらいなら、住み慣れた都会で生活したいと思い、施設に入ることを断りました。刑務所では、工場担当の職員からも施設に入ることを勧められましたが、余り乗り気になれませんでした。しばらくすると、再び地域生活定着支援センターの職員の方が面接に来てくれました。施設に入りたいかと思いつつも、刑務所内で自分より高齢の受刑者が介護を受けている姿を見て、「いずれ自分もこうなってしまうかもしれない。」と思ったことや、引き続き工場担当の職員から施設に入るよう促されたこともあり、出所前には抱樸の支援を受け、抱樸が運営する施設に入ることに決めました。ただ、「実際に行ってみないと分からない。」、「嫌だったら元いた都会へ戻ればいい。」とも思っていました。

抱樸が運営する支援住宅には、私のような元受刑者だけでなく、かつてホームレスだった方等も生活していました。支援住宅では、私の過去を聞く人は誰もいませんでした。元受刑者であるという過去を言わなくてもいいこと、職員の方を始め周りの方が親身になって向き合ってくれることなどは、私にとってありがたい経験でした。一度、外出先からの帰宅が遅くなったことがありました。職員の方へ事情を説明した後、その方が電話する様子が見えました。私が本当にその場所へ行ったのかを問い合わせたと思い込んで、「てめえこのやろう。」と叫んでしまいました。「元犯罪者と思って裏を取っているんだ。もういいや。」と感情的になってしまいました。すると、いつも穏やかな職員の方が「てめえじゃないでしょう。」と真剣に諭してくれ、我に返りました。これほど心配してくれているのだと感じると同時に、「ここは「社会」なんだ。「てめえ」とすごんで嫌なことから逃げるんじゃないんだ。」と思いました。結局、電話の件は私の誤解でした。半年間、支援住宅で職員の方や他の入居者と共に過ごす中で、「素直に話せばちゃんと受け止めてもらえる。」、「ここでは迷惑を掛けられない。」、「元いた世界に帰っちゃいけない。」と思いました。

自分のせいで肩身の狭い思いをさせてきたと思い、長年連絡を取らなかった姉には、ボランティアの方と一緒に電話を掛け、その後に再会することができました。姉は私の手を取り、泣いて喜んでくれました。顔向けできなかった姉の夫にも、これまで迷惑を掛けてきたことを謝りました。姉の夫はただ「元気だったか。」と声を掛けてくれました。私はずっと家族はいないものと思って生きてきましたが、抱樸の支援を受けて立ち直っている自分を認めてもらうことができて、長年の心のつかえが一気に下りた感じがしました。

現在は支援住宅を出て市営住宅で一人暮らしをしながら、抱樸が開催している互助会に参加し、世話人を務めています。誰かに助けてもらいながら、誰かに必要とされる輪の中に入れたことで生きがいを感じています。抱樸で出会った人たちや姉夫婦を裏切ることはいない、もう再犯しないと自分を信じることができました。

5 離脱を果たして考えること

社会と刑務所を行き来していたときは、一時的な楽しさを追い求め、狭い世界で生きていました。警察に見付からないように隠れて生きる日々は苦しみばかりで、決して「憩い」はありませんでした。現在は、「なんでもっと早く、生き直せなかったのか。」、「もう、うそをつく必要なく正直に生きられる。」と思っています。花が咲いているのを見て、「ああきれいだな。」と感じられ、それだけで楽しいです。多くの人と関わって生きている今、ようやく本当の意味での「憩い」を感じながら、自分の人生を歩んでいると実感しています。互助会の活動の中で、見回りに行った人が倒れているところを発見して

救急車を呼んだり、支援住宅で出会った仲間の臨終に立ち会ったりするなどの経験を経て、誰かのために生きていきたいと思うようになりました。この「誰かのために」という思いが、犯罪から遠ざかるための力になると考えています。

立ち直りを支援する人の視点から

認定NPO法人抱樸

私は、認定NPO法人抱樸が運営する自立支援住宅を担当しています。帰る場所のない方々を、当法人が用意した住居に迎え、市民ボランティアが半年間、伴走支援する取組です。そこに地域生活定着支援センターから刑務所出所者の入居の打診があり、**事例3**の男性と出会いました。

私たちの活動は市民有志によるホームレスへの炊き出しから始まりました。野宿の方たちを支援する中で、彼らが立ち上がり、生き直すためには、家がなかったりお金がなかったりするなどの経済的困窮の問題だけでなく、「助けて」と言える関係性を失った状態、つまり「ホーム」を失った社会的孤立の問題を解決する必要があることに気付かされました。人がもう一度、立ち上がり生き直すには、自分を思ってくれる誰か、そして自分も大切に思える誰かの存在が必要だと考えています。経済的困窮、社会的孤立双方の視点に加え、ありのままを受け止めて「断らない」ことを柱に、生活困窮者や孤立状態にある人々を支援しています。時には、炊き出しで出会う野宿の方に「刑務所を出て、行き場がなかった。」と打ち明けられることがあります。支援の現場で「刑務所の方が生きやすい。」「自分なんか刑務所に戻ってかまわない。」と言われたこともあります。「私たちが作ってきた「社会」は、戻りたい場所になっていないのか。刑務所に負けているのか。」と痛感し、重く響いた言葉でした。

こうしたこともあり、刑務所の入所歴12回というこの男性の受入れに当たっては、かなり身構えました。入居前、支援住宅のボランティア会議で「生業として空き巣をしてきたなら、それはやめられるのか。」「反省はしているのか。」「この人に迷惑は掛けられない、という存在が必要では。」「支援住宅を希望したことが自立への決意でありチャンスだ。」などの真剣な意見交換がありました。ボランティアの皆さんで、この男性が出所後に身を寄せていた更生保護施設に会いに行き、その半生とともに、これからどう生きたいのかを直接聞きました。元受刑者ということより、たった一人、帰る場所がない人であることが改めて実感されました。

自立支援住宅は、当法人の施設の一角にあります。職員ばかりでなく、他の入居者、ボランティア等のいろいろな方たちと共に過ごします。顔を合わせたら挨拶を交わし、調子が悪そうなら声を掛け、喫煙所でしゃべりしたり、何気ない日常を重ねたりしながら、つながりが芽生えていきます。その中で、病院受診や必要な手続、住まい探しを担当のボランティアと職員がサポートします。ボランティアの皆さんの存在は大きく、支援者というより友達になろうとして入居者に会いに来られ、職員に言いにくいことも聞いて、何かあれば駆け付けてくれます。この男性が出所時から願っていた実のお姉さんへの初めての電話も、ボランティアの皆さんが横で見守ってくれました。再会が実現した時は、皆さんが我が事のように喜んだものです。

現在、男性は支援住宅を出て、一人暮らしをしています。地域で生活する方々のサポート部門が支援を切れ目なく引き継ぎ、困り事や病院受診等の相談を受け、生活の安定を図っています。男性は当法人の「互助会」にも加わりました。この会は助け合える地域づくりを目指して、会員がお茶飲み会や清掃活動等の交流行事のほか、会員のお見舞いにも行き、身寄りのない会員が亡くなった際には、皆で葬儀もします。男性はその世話人となり、毎月、安否確認を兼ねて行事予定を近所の会員宅へ届けてくれています。以前、訪問先で倒れている方を見つけ、救急要請につながって本当に助けられました。支援住宅で親友と呼ぶ間柄になった方を看取り、葬儀では涙をぬぐいながら弔辞を述べました。

男性は、「出所が近付くと、どこにも行く当てがなく不安でいっぱいだった。」と話していました。出所後、公的な支援を受けようにも、一人ではたどり着くことができなかったそうです。出所前に、自分を迎えてくれる場所、そして必要な支援につないでくれる人と出会えていたら、いくらかでも心

強く出所の朝を迎えられたのではないかと思います。

一人ぼっちで私たちの施設に来たこの男性は今、多くの人とのつながりの中にいます。実は入所ほどなくして、窃盗を繰り返した頃の仲間の元へ行くこうとしたことがありました。男性の帰宅が遅くなった日、行き先を詮索されたことがきっかけとなって、疑心暗鬼になったためだと思います。疑われているということが、どれほど深い心の傷となっているか、関係性がなければ言葉は届かないということを改めて教えられた出来事でした。同じ人間としてありのままを受け止めて、時には互いの考えや思いをぶつけ合いながらの毎日です。誰かに助けてもらいながら、誰かの助けになっていること、安心できる居場所と自己有用感を感じられる出番があることが重要です。支援部門も、互助会を始めとしたボランティア活動も、“あなたをひとりにしない”というスタンスでつながり続けてきたことが、男性が再び過ちを犯さないことにつながっているとしたら、こんなにうれしいことはありません。



北九州市小倉北区内で行っている炊き出しの様子



互助会活動の様子



互助会葬の様子 1



互助会葬の様子 2

第3節 具体的事例に基づく離脱の要因に関する分析の試み

第2節では、3名の当事者の犯罪の背景とともに、犯罪を繰り返した要因や離脱の過程についての語りを掲載した。加えて、それらの当事者の社会復帰に向けた支援を実施してきた支援者の語りも掲載した。

本特集では、第2節の3名の当事者について、令和5年版白書で見いだされた共通項（第1節参照）がどの程度当てはまるかを確認した。次に、第2節の当事者及び支援者の語りから、離脱の要因の新たな分析を試みた。

1 立ち直りへの動機

事例1では、刑務所出所後に就職した勤務先で社長や店長と出会ったことが、立ち直りに向かう第一歩となったことが語られている。**事例2**では、犯罪行動に対する入院先での治療や、更生保護施設における手厚い支援を契機に、再犯をしない決意を固めたことが語られている。**事例3**では、刑務所出所後に帰住した自立支援のための住居における職員や他の利用者等との関わりを通じ、誰かのために生きたいと思うようになったことが語られている。

各事例は、立ち直りへの動機があることが、離脱の要因の一つであることを示唆しており、この点については、令和5年版白書の事例と共通している。一方で、令和5年版白書の事例では、立ち直りに向かう契機が当事者によって様々であったところ、本特集の事例では、支援者との出会いや、支援者等による継続的な支援が、離脱の過程における転換点として共通していると言える。

2 衣食住の確保と仕事・学業の安定

事例1では、前科等の事情に理解のある協力雇用主の下に就職したことで、就労中心の規則正しい生活を続けていることが語られている。**事例2**では、支援者によって物理的な「居場所」だけでなく、精神的な「居場所」が作られたことで、将来への不安が軽減され、落ち着いた生活を送っていることが語られている。**事例3**では、前回の刑務所出所後にNPO法人が運営する自立支援のための住居に帰住し、同住宅の退居後も衣食住が確保された生活を送りながら、当該NPO法人での活動の中で生きる意味や価値を見いだしていることがうかがえる。

各事例は、衣食住の確保と日常生活の安定が、離脱の要因の一つであることを示唆しており、この点については、令和5年版白書の事例と共通している。一方で、**事例2**では、出所するたびに更生保護施設に帰住しながらも、再犯に至ったことが語られており、衣食住が確保された環境を整えることだけでは、必ずしも離脱を果たすことができるわけではないと考えられる。

3 良好な人間関係の構築

事例1では、本人が仕事で悩みを抱えたり、覚醒剤の誘惑に負けそうになったりした際に、勤務先の社長や店長による助言があったこと、本人と共に更生の道を歩んでいる配偶者がいることで、再犯を抑止できていることがうかがえる。**事例2**では、更生保護施設退所後も親身になって相談に乗ってくれる施設職員、本人を心配して定期的に連絡をくれる親族、本人の事情を理解して交友関係を続けてくれる地域の友人が、立ち直りの過程において大きな心の支えになっていることが語られている。**事例3**では、支援を受けたNPO法人の活動に参加し、互いに必要とし、必要とされる関わりによって、本人の価値観や考え方が徐々に良い方向に変わっていったことがうかがえる。

各事例は、良好な人間関係の構築が、離脱の要因の一つであることを示唆しており、この点につい

ては、令和5年版白書の事例と共通している。犯罪をした者等の中には、生育環境の問題等から、親密な関係を築きにくかったり、安定した関係の維持が困難であったりするなど、対人関係能力が十分に習得できていない者もあり、様々な生きづらさを抱えていても自ら援助を求められないまま、必要な支援につながらない場合があり得る。そのような場合であっても、**事例2**や**事例3**のように、本人の主体性を尊重しながら対話を重ね、粘り強い姿勢で支援を継続することによって、支援者や親族等との適切な関係が構築され、地域社会の中で孤立することなく、自立した生活を送ることができるようになると考えられる。

4 自己肯定感及び自己有用感の形成

事例1では、勤務先で再犯に至らずに生活できる環境を整備してくれたことが、離脱の過程における転換点であったとしており、周りから支えられ、大切にされているという実感が、立ち直りに向かう活力につながっている。**事例2**では、入院治療を通じて、自らの犯罪の原因を理解できたこと、自分を支えてくれる人たちを「裏切りたくない。」と考えるようになったことが、再犯をしない決意につながっている。**事例3**では、NPO法人における健全な活動を通じて、人間関係の中で癒やしや生きがいを感じられるようになったことが、離脱の原動力となっている。

各事例は、自己肯定感や自己有用感が離脱の要因の一つであることを示唆しており、この点については、令和5年版白書の事例と共通している。

以上では、令和5年版白書と共通している点や異なっている点を確認した。本特集の事例からは、さらに以下の点が共通項として浮かび上がった。

5 当事者と支援者によるニーズの共有

事例1では、支援者が協力雇用主として本人を雇用することで、実際の仕事を通じて指導し、できることを褒めて職場への定着を促したり、再犯に至る可能性が高まった際に適切に助言したりするなど、本人の社会復帰に向けて寄り添い続けるという姿勢がうかがえる。**事例2**では、本人が望む支援と、支援者が想定する支援に食い違いがないよう、本音で話し合うことができる関係を築くために対話を重ねること、更生保護施設退所後の生活支援にとどまらず、看取りまでの関わりを意識していることが語られている。**事例3**では、自立支援住宅に入居する前から、本人の立ち直りに向けた検討を重ねて支援を続けてきたこと、支援に当たっては対等な人間として向き合うよう心掛けていること、本人と社会のつながりを増やす伴走型支援を行っていることが語られている。

各事例からは、支援者が「専門家」として主導的に働き掛けるのではなく、本人との対話によって考えや気持ちを伝え合う対等な関係を築いた上で、必要となる支援や解決すべき課題を本人と支援者が分かち合うことを通じ、再犯防止や社会復帰が図られてきたことが共通して見いだせる。以上から、当事者と支援者によるニーズの共有についても、離脱の要因の一つであると考えられる。

第4節 おわりに

本特集では、3名の当事者に加え、それらの当事者の社会復帰に向けた支援を実施してきた支援者の語りを掲載し、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因について、令和5年版白書における分析との共通点を確認するとともに、新たな要因を探った。

その結果、令和5年版白書において共通項として浮かび上がった四つの項目については、本特集の事例についても当てはまることが確認でき、また、本特集の事例から、「当事者と支援者によるニーズの共有」が新たな共通項として浮かび上がった。

離脱の要因や過程は当事者によって百人百様であり、令和5年版白書及び本特集において取り上げた事例のみでは、離脱の要因を一般化することは困難である。社会復帰の実現には、犯罪をした者等の努力、犯罪をした者等を取り巻く環境や人間関係、支援者が行う支援等の要因が複合的に絡み合っ

て効果を発揮するものと考えられ、離脱の要因に一定の傾向を見いだすためには、当事者及び支援者の語りを蓄積する必要がある。

引き続き社会復帰を果たした当事者、それらの当事者の社会復帰に向けた支援を実施してきた支援者、更には関係機関等の実務者の事例を収集し、再犯防止施策の一層の推進を図っていくこととしたい。